

期日前投票制度の定着と促進要因 ——福島県民に対する政治意識調査より——[†]

岡田陽介

要約

期日前投票制度は、近年、期日前投票所の増設や制度の認知が進み、国政・地方選挙問わず、その利用者が増加してきた。本稿の目的は、期日前投票の利用者、ひいては、積極的に利用する有権者がどのような要因によって規定されているのかを探ることにある。本稿では、2017年2月から3月にかけて福島県内の有権者1,200人を対象に実施した郵送調査の分析を行った。分析の結果、期日前投票に対しては、教育程度の一貫した正の効果と党派的な動員の正の効果が認められた。日本の投票参加にまつわる既存研究では、教育程度は年齢との相関が高く、投票参加に対して必ずしも直接的な効果を持たないとされてきた。しかしながら、本稿の分析結果は、相対的に認知コストや意思決定コストを必要とする期日前投票では、教育程度が主要な要因となることが確認された。

キーワード：期日前投票，投票参加，教育程度

1. はじめに

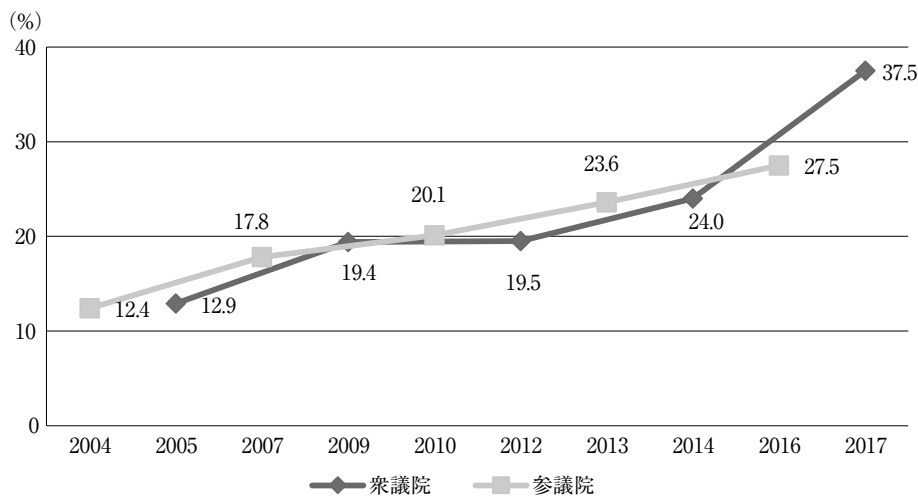
期日前投票は、その導入以降、期日前投票所の増設なども行われ、国政・地方選挙問わず制度の定着が進んできた。近年の公示（告示）期間中の報道を見ても、期日前投票の利用が増加している旨の報道や、選挙後には、当該選挙においてその利用が過去最高となった旨の報道も多く見受けられる。2017年第48回衆議院議員総選挙においても、過去最高の2,137万人が利用されたと報道された⁽¹⁾。

図1は、期日前投票制度が創設された2003年12月以降の投票者数に占める期日前投票者数の割合を明示したものである⁽²⁾。これを見ると、制度導入当初は衆議院・参議院いずれも10%程度の利用割合であったものが、選挙実施のたびに利用割合が増加し、衆議院では40%程度、参議院では30%程度にまで上昇している。このことから、期日前投票は制度創設から一定期間を経て、制度自体が認知されたことに加え、積極的・恒常的に利用する有権者も増加したことが窺える。

期日前投票の利用者の増加は、主として次の2つのことを意味している。まず、投票率全体の下支えとなる点である。国政・地方選挙を問わず、近年、投票率の低下が叫ばれるが、期日前投票制度に伴う

[†] 本研究はJSPS科研費JP15H02790（「被災地目線で検討するeデモクラシーに関する基礎的研究（基盤B）」研究代表：河村和徳・東北大学准教授）の助成を受けた。

図1 投票者数に占める期日前投票者数の割合（衆議院・参議院）



出典：衆議院議員総選挙結果調，参議院議員通常選挙結果調をもとに著者作成

投票機会の増加は，そうした状況に歯止めをかける一助となる。次に，公職選挙法が定める投票日当日投票主義からの例外の拡大をもたらしている点である。つまり，期日前投票制度の導入以前やその利用割合が低い状況下では，投票日は定められた選挙期日の1日となるが，利用者の増加・拡大は，実質的には公示（告示）以後の選挙運動期間中のほとんどが投票日となることを意味し，投票日と選挙運動期間の重複をもたらしている。

今後，制度の充実や制度認知の拡大によって，期日前投票の利用者はますます増加することが予測される。本稿の目的は，期日前投票の利用者，ひいては，積極的に利用する有権者がどのような要因によって規定されているのかを探ることにある。そして，その規定要因を明らかにすることで，制度の充実や制度認知の拡大に向けた方策，さらには，それによって生じる問題点を明らかにすることにある。

2. 期日前投票制度と投票環境改革

期日前投票創設以前にも，選挙期日以前の投票として不在者投票制度による投票が可能であった。しかしながら，その要件は厳しく利用しづらかったことから，1998年に選挙期日に仕事や旅行，レジャー，冠婚葬祭等の用事があるなど一定の事由に該当すると「見込まれる」者へと要件緩和の変更がなされた。こうした改善は不在者投票制度の利用者を増加させたが，他方では，投票用紙を直接投票箱に入れることができないことや，投票用紙を内封筒および外封筒に入れなければならないこと，外封筒に署名をしなければならないことについて，有権者からの改善の声が大きくなった。また，選挙管理事務の視点では，選挙期日の生存確認や外封筒・内封筒の開封なども必要とされ，有権者にとっても選挙管理事務にとっても煩雑なままであった（安田・荒川，2009）。

そうした状況を受け，2003年の公職選挙法改正によって期日前投票制度が創設された。その概要は，「従来の不在者投票のうち，名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票」を対象となる投票とし，

「選挙期日に仕事や用務があるなど現行の不在者投票事由に該当すると見込まれる者」⁽³⁾を対象者としたもので、「選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日まで」⁽⁴⁾、「選挙権認定の時期を期日前投票の日」⁽⁵⁾として「各市区町村に一箇所以上設けられる『期日前投票所』」にて「従来の不在者投票と同じく、午前8時30分から午後8時まで」投票可能とするもので、選挙期日の投票手続と大きな差はなくなった（表1）⁽⁶⁾。

また、期日前投票についてはその創設に留まらず、「共通投票所の設置」「大学や商業施設等への期日前投票所の設置」「期日前投票の投票時間の弾力化」「投票所等への移動支援等」などの試みも行われている（総務省，2017）。こうした期日前投票制度の創設や不在者投票・期日前投票の一連の制度改革は、有権者ならびに選挙管理事務にとっての利便性・効率を高めるほか、投票環境の改善をもたらし、投票率向上の下支えとなっている（和田・坂口，2006；品田，1999）。しかしながら、期日前投票制度の運用に際して、次のような問題や混乱を引き起こすこともある。

まず、自治体によっては、近い日程で複数の選挙が行われる場合に同日選挙を選択したり、解散によって衆議院選挙が急遽決まった場合には、既に予定されていた地方選挙の期日を変更しても衆議院との同日選挙を選択したりすることがある。もちろん、同日選挙自体は、選挙経費削減や投票率向上の観点からすれば望ましい。しかしながら、対象選挙の公示（告示）期間が異なることから、「公示日又は告示日の翌日から」とする期日前投票の期間に違いが生じてしまう。例えば、衆議院選挙と市区町村の首長選挙や市議会選挙を同日選とした場合、衆議院選挙では11日間の期日前投票期間があるが、市議会選挙および市長選挙が6日間⁽⁷⁾、町村議会選挙および町村長選挙では4日間となる。したがって、市区町村の首長選挙や市議会選挙の告示以前に、衆議院選挙の期日投票期間前に投票所に赴くと、市区町村の首長選挙や市議会選挙の期日前投票が不可能となってしまう⁽⁸⁾。

次に、期日前投票所は多くの場合選挙期日の投票所とは異なる。また、共通投票所の設置が可能になったことにより、期日前投票所が複数設置されている場合もあることから、そもそも期日前投票所がどこであるのかを確認しなければならない。他方、ショッピング・センターなどへの期日前投票所の開設によっては、買い物の機会などに投票を行える利便性が増した。しかしながら、選挙期日の投票所と比較すると、ほとんどの期日前投票所は遠くなってしまふことから、期日前投票のみを目的とした場合、生活圏から離れた投票所に赴くことになり、心理的なコストは増すであろう。また、選挙区割の変更や同日選によっては、生活圏内や身近に存在する共通投票所や期日前投票所で投票可能な選挙が異なる場

表1 期日前投票制度の概要

対象となる投票	従来の不在者投票のうち、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行う投票
対象者	選挙期日に仕事や用務があるなど現行の不在者投票事由に該当すると見込まれる者
投票期間	選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日まで
投票場所	各市区町村に一箇所以上設けられる「期日前投票所」
投票時間	従来の不在者投票と同じく、午前8時30分から午後8時まで
投票手続	選挙期日の投票所における投票と同じ（投票用紙を直接投票箱に投票）
選挙権認定の時期	期日前投票を行う日

出典 総務省「期日前投票制度の概要」より筆者作成。

合が生じることもある。

さらに、期日前投票は、選挙権の有無が期日前投票を行う日に認定されることで、選挙期日前の投票箱への投票を可能にさせる。しかしながら、新たな情報や事実を入手して投票先を変えたいなどの状況の変化が起きたり、極めて稀に、選挙運動期間中に立候補者が死亡したりして立候補者の状況が変わったとしても後の変更は行えない。また、選挙期日以前に投票が可能になったことは、実質的には公示（告示）日翌日以降、選挙期日までの間の複数の日程を投票日として選択できることを意味する。ただし、そもそも期日前投票制度は不在者投票制度を踏襲したものであり、「選挙人が自由に投票する日を選択できる複数投票日制の採用を意味するものではない」（安田・荒川, 2009, [上] 416 頁）とされる。また、安田ら（安田・荒川, 2009）は、本来、選挙期日の前日まで行われる選挙運動が十分に行われる前に一般的な投票が行われる制度を創設するのであれば公職選挙法の見直しが必要であることを指摘している。つまり、期日前投票は有権者の意思決定の期間が選挙期日の投票と比較すると短くなる。したがって、選挙期日以前に既に投票意図が確定している有権者にとっては投票日を選択できる点で利便性が高いが、逆に、投票参加の意図は確定していても投票先が未確定の有権者にとっては意思決定期間が短縮させられてしまうことになり、期日前投票によって投票結果に後悔を残す可能性も存在する。

以上に見るに、期日前投票導入以前の不在者投票制度と比較すれば、その利便性は確かに増したが、制度を利用するにあたっては、自治体から提供される期日前投票に関する情報や、政党や候補者から提供される情報をより短期間に整理し理解しなければならない。また、投票結果に後悔を残さないような決定を行わなければならない。期日前投票は選挙期日の投票と比較すると認知コストや意思決定コストが高い制度であるといえる。

3. 投票参加と期日前投票参加

そもそも期日前投票は投票の一形態であることから、促進要因を検討する上で、既存の投票参加研究で示される要因は手がかりとなる。既存の投票参加研究に従えば、年齢の高さや教育程度などの社会的属性に加え、政治的関心、投票義務感、政治的有効性感覚、政治参加のコスト感覚、政党支持の心理的要因、組織加入に伴う動員などの社会的要因が促進要因として位置づけられ、実証分析でもその効果が示されてきた（山田, 2016；三宅, 1989；蒲島, 1988）。

ただし、社会属性についての日本の分析では、教育程度は年齢と教育程度の負の相関が高く、投票参加に対して必ずしも直接的な効果を持たないとされてきた（蒲島, 1988）。しかしながら、教育程度は政治的関心や投票義務感などの他の要因を媒介して投票参加を導く間接的な効果が認められるほか（中條, 2003）、市民の熟練度としての市民的技術（civic skills）を構成し、政治参加や投票参加を促進するとともにされている（Verba, Schlozman & Brady, 1995; Brady, Verba & Schlozman, 1995）。市民的技術とは、「政治的な生活において時間やお金を効果的に使うコミュニケーションや組織運営の能力」（Verba et al., 1995, p. 304）であり、市民的技術が高いほど、効率的な政治的情報の認知・処理が可能となる。したがって、教育程度の高さは投票参加を行う上で必要となる政治的情報を認知・処理する能力を高めたり、他の心理的要因を媒介したりすることで投票参加を促進させるといえる。

教育程度と同様に他の社会的属性も、心理的要因や社会的な要因を媒介して投票参加に影響を与える。そうした媒介要因として、蒲島（1988）は政治関与と組織加入を主要な要因として位置づける。政治的関与は、複数の政治意識変数の因子分析によって析出された「政治関心」「政治的義務感（投票義務感）」「政治的有力感」「政治的信頼」「政治参加のコスト感覚」の5次元、および、地域愛着度や政党支持で構成され、それぞれが投票参加に対する規定要因となるとされる。

また、組織加入は投票依頼等による動員の頻度を高め投票参加を促進する。これら動員の効果について、日本の分析では、アグリゲート・データ、サーベイ・データのいずれの分析でも確認されている（石川，1984；浅野，1998；綿貫，1986）。また、組織加入による日常的なネットワークの形成や、そこでの動員が投票義務感を高め、投票参加を促進する効果も確認されている（岡田，2017；岡田，2007）。

以上の効果は、投票参加に対する効果であるが、期日前投票に当てはめれば、それぞれ、次のような効果が予測される。まず、社会的属性の中でも、教育程度の高さが期日前投票の利用を促進させるであろう。先述のように、期日前投票は選挙期日の投票と実質的には同形態となり利便性が高まったが、期日前投票所の設置場所の認知や、短時間での情報処理、意思決定など高い認知コストや意思決定コストを必要とする投票形態である。したがって、そうしたコストの負担を避ける有権者は、選挙期日での投票を選択するか、選挙期日の投票が出来なければ棄権を選択すると考えられる。他方、選挙期日に投票が出来ないがコストを負担できる有権者は期日前投票を選択するであろう。つまり、認知コストや意思決定コストを負担し、適切に情報処理を行うためには、市民的技術やその背景となる教育程度の高さが効果を持つといえる。もちろん、教育程度はその大半が有権者になる以前に獲得されるものであるが、学校教育の中で得た読解力や理解力は、情報処理の能力を促進させ、有権者となった後も認知コストや意思決定コストを低減させるものとして機能するといえよう。

また、社会的要因としての動員も期日前投票を促進させるであろう。先述のとおり、期日前投票は短時間での情報処理、意思決定を強いるが、仮に投票意図や投票先が確定していれば、残された選択はいつ投票に行くかという問題となり意思決定コストの負担は少ない。党派的な動員は投票先の依頼と合わせて行われる。したがって、党派的な動員によって投票に参加する有権者にとっては、投票先は確定しており後悔も残さないと考えられることから、期日前投票制度の利便性は高く、その利用が促進されるといえる。

4. データ

4.1 データの概要

分析にあたり本稿で用いるデータは、2017年2月から3月にかけて実施された「福島県民に対する政治意識調査」（以下、福島県調査）と題した郵送調査である。調査対象は福島県内の有権者1,200人（層化抽出）で、回収率は42.0%であった⁽⁹⁾。

福島県調査では、2016年参議院議員選挙を主たる対象として、投票参加や投票先の候補者や政党、期日前投票の利用有無などが質問項目として設定されている。そこで分析に先立ち、福島県調査における投票率、ならびに期日前投票の利用状況と、実際の福島県での投票率、期日前投票利用状況について

確認を行いたい。

まず、福島県下での2016年参議院選挙における実際の投票率は57.1%であった（福島県選挙管理委員会、2016）。また、期日前投票者数は318,115人で、制度創設以来、国政選挙では過去最多となった（福島民友みんゆう Net, 2016）。期日前投票者数の有権者に占める割合は19.35%、投票者に占める割合は34.0%であり⁽¹⁰⁾、図1に示した2016参院選の全国の投票者数に占める割合（27.5%）よりも高い割合であった。

他方、福島県調査における投票参加の割合（投票率）は69.2%⁽¹¹⁾、期日前投票については、有権者に占める割合が25.0%、投票者に占める割合が36.1%と、実際の投票率、期日前投票の利用割合より高い割合となっている（図2）⁽¹²⁾。

4.2 期日前投票の過去利用と積極的利用者

福島県調査では過去の期日前投票利用についても尋ねている。まず、「ここ10年の国政選挙・地方選挙で期日前投票を利用したことがありますか」という過去利用の質問では、51.0%が「ある」と回答しており、ほぼ半数の回答者が期日前投票を利用した経験がある（図3）。

次に、調査では期日前投票の利用経験者に対して「期日前投票を利用した後に、『投票しなければよかった』と後悔したことがありますか」との質問を行っている。結果を見ると、後悔をしたことがないとの回答が96.8%、後悔したことがあるとの回答は1.2%で、ほとんどの回答者が後悔はしていない（図4）。これは、少なくとも現状においては、選挙における意思決定期間を短縮させる期日前投票であるが、後悔をもたらすような状況はほとんど生じておらず、制度としては機能していることを示唆している。

さらに、期日前投票の過去利用と、2016年参院選での期日前投票の有無により、期日前投票経験がない回答者、過去に経験あるが2016年では選挙期日に投票所で投票した回答者、過去に経験があり2016年でも期日前投票を利用した回答者という3段階で作成した、期日前投票の積極的利用者について確認してみると、およそ26.6%の有権者が過去に期日前投票の経験があり、かつ、2016年参院選においても期日前投票を利用している積極的な利用者であることがわかる（図5）。

4.3 心理的要因・社会的要因

次に、回答者の心理的要因・社会的要因についての構造を確認する。本調査で用いられた政治意識に関する複数の質問項目を用いて斜交回転（プロマックス回転）を伴う因子分析を行った結果、6次元が析出された（表2）⁽¹³⁾。第Ⅰ因子は動員の源泉となる様々な政治的なネットワークを有しているか、第Ⅱ因子は国・地方レベルそれぞれに対する政治関心、第Ⅲ因子は都道府県・市区町村レベルの地方政治に対する信頼、第Ⅳ因子は政治へのかかわりよりは自身の生活の重視、第Ⅴ因子は政治家が有権者のことを考えていなかったり、なおざりにしているということに関連する質問項目で、それぞれ高い負荷量となっている。

なお、第Ⅵ因子は国レベルの政治信頼のみで高い負荷量となった。政治信頼は地方レベルの信頼として第Ⅲ因子も析出されているが、これは有権者の中で政治信頼が国政レベルと地方レベルとに分かれて認識されていることを示唆している。ただし、因子間の相関（表3）を見ると、国レベルの信頼として

図2 2016年参議院選挙の投票参加 (N=484)

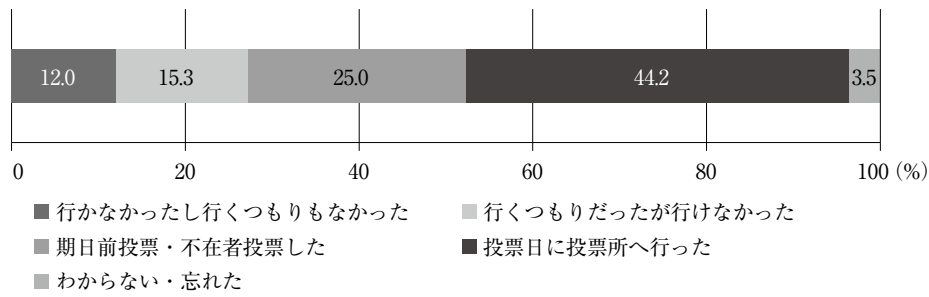


図3 国政選挙・地方選挙で期日前投票を利用したことがあるか (N=498)

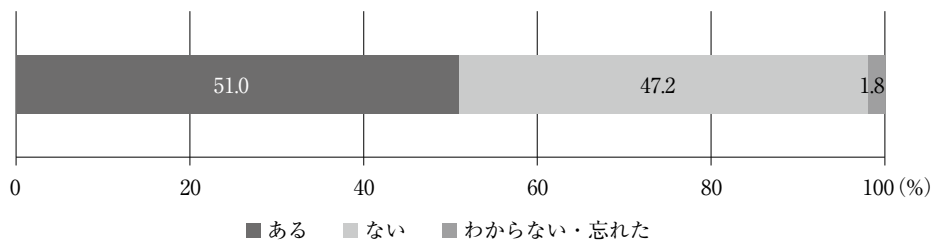


図4 期日前投票を利用して後悔したことがあるか (N=251)

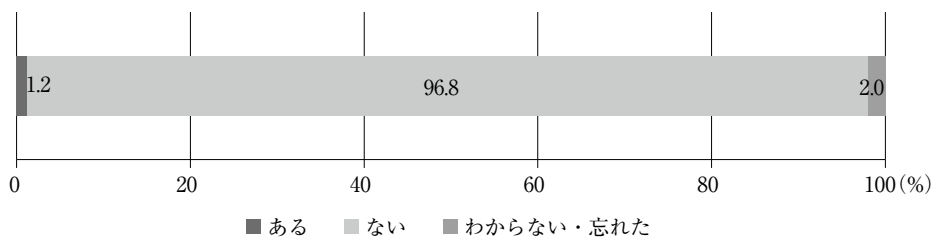
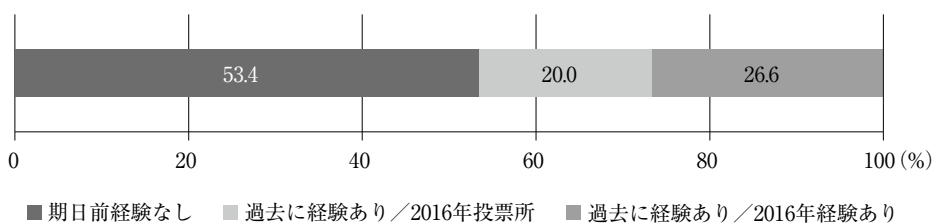


図5 期日前投票の積極的利用者 (N=440)



析出された第Ⅵ因子は第Ⅲ因子に析出された地方レベルの政治信頼の因子と相関が高く、第Ⅲ因子では、負荷量が相対的に低いながらも国レベルの政治の正の負荷量が確認できる。そこで、本稿では政治信頼としては第Ⅲ因子を採用し、第Ⅰ因子から第Ⅴ次元までを順に、「動員」「政治関心」「政治信頼」「私生活志向」「政治的有効性感覚」として分析に用いた。

なお、これらの因子は、蒲島（1988）の政治関与の5次元とほぼ対応しているが、質問項目の違いか

表2 政治的関与の因子分析 (N=302)

	I	II	III	IV	V	VI
	動員	政治 関心	政治 信頼	私生活 志向	政治的 有効性 感覚	政治 信頼
政治的なことには関わりたくない	-.073	-.044	-.025	.545	.055	-.002
政治に関心持つより自身の生活の充実	.006	-.044	.004	.685	-.019	.042
家族や友人と過ごす時間が大切	.072	.050	.034	.407	.014	.006
自身の価値や理念の表明は慎重であるべき	.025	.047	-.033	.249	.062	-.011
政治家は当選すると有権者のことを考えない	-.019	-.020	-.066	.007	.708	.010
政治家は政争に明け暮れ我々をなおざり	-.012	-.025	.083	.029	.683	-.078
選挙制度があるから有権者の声が反映	-.001	.018	-.017	-.184	.082	.238
政治関心 (国の政治や行政全般)	-.088	.802	-.019	-.025	.037	.088
政治関心 (都道府県・市区町村の政治や行政全般)	.030	.810	.011	.006	-.081	-.097
投票日を日曜に限定する必要はない	-.003	.064	-.072	.053	.128	.037
政治信頼 (国レベルの政治)	.023	-.013	.205	.124	-.161	.404
政治信頼 (都道府県レベルの政治)	-.072	.005	.761	.020	.009	.124
政治信頼 (市区町村レベルの政治)	.026	-.014	.800	-.048	.023	-.076
政治的ネットワーク (町内会や自治会の役員)	.431	.182	.077	-.021	.110	.036
政治的ネットワーク (県・市町村の部課長以上の職員)	.783	-.048	-.017	.007	-.033	.015
政治的ネットワーク (市町村長・県議・市町村議)	.829	-.042	-.045	-.005	-.015	-.006
Variance	1.837	1.831	1.689	1.461	1.419	1.048
Proportion	.320	.319	.294	.255	.247	.183

※プロマックス回転後の因子負荷量。網掛けは負荷量 0.4 以上。

表3 因子間の相関行列

	動員	政治 関心	政治 信頼	私生活 志向	政治的 有効性 感覚	政治 信頼
動員	1					
政治関心	.400	1				
政治信頼	.232	.203	1			
私生活志向	-.186	-.356	-.013	1		
政治的有効性感覚	-.113	.060	-.299	.289	1	
政治信頼	.118	.365	.453	-.123	-.335	1

※網掛けは係数 0.4 以上

ら必ずしも同一ではない。特に、政治的関与のうち「政治的義務感（投票義務感）」に相当するものは、本稿の分析に用いた調査では質問項目が設定されていないことから、独立した因子としては析出されていない。「政治的義務感（投票義務感）」は、「選挙・投票への参加をめぐる内面化された規範」（岡田，2017，44 頁）として捉えられるが、本稿の分析のうち「私生活志向」は、政治的な事柄に対する関与と私生活を対峙させた際に、選挙・投票への参加ではなく、私生活の重視を内面化したものとして位置づけることができる。そうした意味では、「私生活志向」は「政治的義務感（投票義務感）」の反転項目

として位置づけることもできよう。

他方、「政治参加のコスト感覚」に関連する質問項目としては「投票日を日曜に限定する必要はない」が相当するが、本稿の分析ではいずれの因子に対しても負荷量が低く、独自の因子としては析出されなかった⁽¹⁴⁾。

5. 分 析

期日前投票利用の規定要因を探るため、各種期日前投票利用を従属変数とする分析を行った。従属変数は、(1) 2016年参院選での投票参加形態、(2) 過去10年間の期日前投票経験の有無、(3) 過去10年間の期日前投票経験、および、2016年参院選での期日前投票の有無により作成した積極的利用者の3つとした。

表4 期日前投票・積極的期日前投票利用の規定要因

	2016年投票 ^{a)}		期日前投票	
	投票日投票	期日前投票	過去経験 ^{b)}	積極的利用者 ^{c)}
	B	B	B	β
性別(女性)	-.240	.043	-.293	-.006
年齢	.026 +	.024	.001	.056
教育程度	.090	.660 **	.524 **	.273 ***
居住年数	.083	-.027	-.117	-.053
職業ダミー：公務員	1.077	1.713	.576	.078
職業ダミー：経営者・役員	.202	.002	-.610	-.046
職業ダミー：会社員(事務系・その他)	.577	.289	-.166	-.021
職業ダミー：会社員(技術系)	-.474	-.451	.245	-.021
職業ダミー：自営業・自由業	.461	-.254	-.128	-.025
職業ダミー：専業主婦・パート・アルバイト	.534	.245	.416	.048
職業ダミー：学生	-1.008	-.982	-2.147 +	-.087
動員	.044	.178	.472 *	.148 +
政治関心	.632 *	.272	.062	-.007
政治信頼	-.152	.242	.153	.095
私生活志向	.141	-.420	-.043	-.107
政治的有効性感覚	-.327	.252	.078	.116
政党支持ダミー：自民	-.405	.331	.210	.110
政党支持ダミー：民進	.542	1.165 +	.396	.107
政党支持ダミー：公明	-.414	2.003 +	2.517 *	.190 **
政党支持ダミー：共産	.402	1.462	.854	.067
政党支持ダミー：その他	-.170	1.483	.076	.063
定数	-1.612	-3.683 *	-.940	-
	N	118	67	272
	Pseudo R ²	.135	.114	-
	Adj R ²	-	-	.109

***p<0.001, **p<0.01, *p<0.05, +p<0.1

a) 多項ロジット, 参照カテゴリ=棄権(N=86), b) ロジスティック回帰, c) OLS

独立変数には、社会的属性として、性別、年齢、教育程度、居住年数、職業ダミー（参照カテゴリ：無職）、心理的要因・社会的要因として、先述の因子分析によって析出された「動員」「政治関心」「政治信頼」「私生活志向」「政治的有効性感覚」の各因子の因子得点、政党支持ダミー（参照カテゴリ：支持なし）を用いた。

分析にあたっては、(1) 投票参加形態の分析では多項ロジット分析（参照カテゴリ：棄権）、(2) 期日前投票経験の分析ではロジスティック回帰、(3) 積極的利用の分析では重回帰分析（OLS）を用いてそれぞれ推定を行った⁽¹⁵⁾。結果は表4のとおりである。表の左側は2016年参院選での投票参加形態の分析（多項ロジット分析）における係数、表の右側は過去10年間の期日前投票経験の分析（ロジスティック回帰分析）における係数と積極的利用の分析（重回帰分析）における標準化係数の値である。

まず、2016年参院選投票では、選挙期日（投票日）投票で政治関心の有意な正の効果が認められ、政治関心が選挙期日の投票参加を促進していることがわかる。年齢の効果は正の有意傾向で、年齢が高いほど選挙期日（投票日）の投票を選択している。また、教育程度については、その効果は認められなかった。こうした結果は、既存の投票参加の規定要因と整合的な結果となった。他方、2016年参院選における期日前投票に対しては、教育程度の正の有意な効果が確認でき、教育程度が高いほど期日前投票を利用している。また、政党支持のうち、民進党・公明党のダミーの一部効果が正の有意傾向となっている。しかしながら、「動員」の直接的な効果は認められていない。なお、社会的属性のうち、職業ダミーについては選挙期日（投票日）投票、期日前投票いずれも有意な効果は認められなかった。

次に、期日前投票の過去経験については、社会的属性では教育程度の正の有意な効果と、学生の負の有意傾向が認められる。投票参加の既存研究においても、学生の効果は負の効果が認められるとされるが（蒲島、1988）、過去経験については、過去10年間の国政選挙・地方選挙における期日前投票を尋ねたものである。したがって、10代や20代前半が中心の学生にとっては、当該選挙が有権者になって初めての選挙であったり、初めてでないとしても、他の年代と比べれば、選挙そのものの経験の機会が少ないことによるものといえる。その他の効果では、「動員」と政党支持のうち公明党ダミーの正の有意な効果が認められた。過去経験においては、党派的な動員が示唆される。さらに、期日前投票の積極利用に対しては、社会的属性では教育程度の正の有意な効果が認められた。また、「動員」の正の有意傾向と、政党支持のうち公明党ダミーの正の有意な効果が認められた。

以上、分析の結果を整理すると、選挙期日当日の投票と期日前投票を弁別するのは教育程度である。さらに、期日前投票の積極的利用についても、教育程度の高さが促進していることから、期日前投票に対しては一貫して教育程度の高さが効果を持っていることがわかる。また、党派的な動員も期日前投票の利用や積極的利用を促進している。

6. 結論と含意

本稿は、期日前投票の利用者、ひいては、積極的に利用する有権者がどのような要因によって規定されているのかを探ることを目的とし、福島県での意識調査データを基に分析を行った。分析の結果明らかになったことは次のとおりである。

まず、期日前投票の利用や積極的利用に対しては、教育程度の高さがその促進要因となっていることが明らかとなった。投票参加の既存研究において教育程度は必ずしも直接的な促進要因とはならないが(蒲島, 1988)、期日前投票に際しては一貫して効果が認められることから、相対的に制度認知のコストが高い期日前投票の利用については、教育による制度認知とその理解が必要であることが窺える。次に、期日前投票の利用や積極的利用に対しては、党派的な動員も促進要因となっていることが示唆された。期日前投票は、制度的な認知コストのほかに、短期間で意思決定を行わなければならない意思決定コストも相対的に高くなる。したがって、期日前投票制度は党派的な動員による投票参加のような、投票先が既に確定している有権者にとって利便性が高い制度であるといえる。

以上の結果は、投票環境を取り巻く現状について次のような示唆を与える。第1に、期日前投票制度の定着や積極的な利用者の増加は、法的な位置づけとは別に実質的な複数投票日制度をもたらすが、本稿の分析結果は、期日前投票利用者が認知コストや意思決定コストを克服できる有権者や、投票意図が確定した有権者に偏りかねず、幅広い投票機会をもたらすはずの制度が、コストを克服できない有権者の投票機会を奪いかねないことを示唆する。

こうした問題は、選挙運動期間と期日前投票期間の重複によって意思決定期間が短くなることに起因することから、問題を解消するためには意思決定期間を広げる方策が必要になる。ただし、公職選挙法の改正によって公示(告示)前に選挙運動期間を拡張することは、さらなる弊害をもたらしかねない。したがって、より現実的には公示(告示)直後の候補者に関する情報の充実が求められる。そうした現状において、最も現実的な方策は、インターネット上の候補者情報の拡充であろう。現時点で候補者情報を知る手段として普及しているものに選挙公報があるが、紙媒体のものについては配布や入手に時間を要する。近年、各自治体のwebページへの掲載が広がってはいるものの、自治体によって掲載期間等の扱いは異なっているのが現状である。現職議員の過去の選挙公報を含めて選挙公報のwebページへの掲載が拡充されれば、有権者の意思決定コストを引き下げするための一つの手段となるであろう。

第2に、選挙権が18歳に引き下げられ、主権者教育の重要性が叫ばれる現状にも大きな示唆を与える。18歳に選挙権が引き下げられたことで、高等学校などでは模擬投票などを中心に活発に主権者教育が行われ、民主主義における政治参加・投票参加の重要性が扱われている。もちろん、そうした主権者教育は、投票率の下支え、ひいては、将来の機能する民主主義の構築にとっては必要である。しかしながら、期日前投票を含めた制度理解がどこまで行われているかについては不十分な点もあろう。実質的な制度理解や制度利用の理解が進めば、認知コストは引き下げられ期日前投票の積極的な利用が増すであろう。

以上、本稿の結論と含意を見てきたが本稿にも課題はある。まず、本稿は期日前投票の利用者の全国的な増加という現象に対して、福島県という一部の地域の調査・分析による検討を行ったものである。したがって、本稿の結果をどこまで一般化できるかについては、さらなる検討が必要である。また、本稿で扱えなかった他の様々な要因の考慮も必要であろう。しかしながら、本稿の結果は利便性が増した期日前投票ではあるが、単にその利便性や利用者の増加に着目するのではなく、それによって生じる問題点を克服した上で充実を図ることの重要性を示すことができたといえる。

〈注〉

- (1) 『朝日新聞』2017年10月23日、『読売新聞』2017年10月23日。
- (2) 2003年11月に衆議院選挙が実施されているが、期日前投票の制度が設けられた公職選挙法改正は12月であるため、図では2004年以降の推移を示した。
- (3) 現行の公職選挙法第48条2項では、その事由として、(1)職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること、(2)用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること、(3)疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること、(4)交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること、(5)その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること、(6)天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること、などが定められている。
- (4) 従来不在者投票期間は選挙期日の公示日又は告示日から選挙期日の前日までであった。
- (5) したがって、投票後に他市町村への移転や死亡等により選挙権を失っても有効な投票として扱われる。
- (6) ただし、氏名、住所、生年月日、性別、期日前投票理由などを記した「宣誓書」の提出は必要となる。
- (7) 政令指定都市以外。
- (8) 衆議院選挙と同時に実施される最高裁判所裁判官の国民審査についても、衆議院と比較して期日前投票の期間が短いという同様の問題が生じていた。しかしながら、2016年の最高裁判所裁判官国民審査法改正によって、選挙期日前7日から選挙期日前11日に延長され衆議院選挙と同じ期間となった。
- (9) 調査の概要については、河村・伊藤(2017)を参照されたい。
- (10) 福島県内の選挙当日有権者数、および、投票者数をもとに算出。
- (11) 投票日に投票所に行った44.2%と期日前投票・不在者投票をした25.0%の合計。
- (12) 一般に、世論調査における投票率は実際の投票率よりも高くなる傾向にあるが、本稿の調査においても同様の結果となった。
- (13) 固有値およびスクリープロットの結果による。
- (14) 他の項目が複数の質問項目で測定されているのに対し、「政治参加のコスト感覚」のみ当該項目でしか測定されていないことによるとも考えられる。なお、相対的には「政治的有効性感覚」で最も高い負荷量となっている。
- (15) 変数の詳細については補遺を参照されたい。

参考文献

- 浅野正彦. 1998. 「国政選挙における地方政治家の選挙動員—『亥年現象』の謎」『選挙研究』第13号, 120-129頁.
- Brady, Henry E., Sidney Verba and Kay Lehman Schlozman. 1995. "Beyond SES: A Resource Model of Political Participation." *American Political Science Review* 89(2): 271-294.
- 福島県選挙管理委員会. 2016. 「第24回参議院議員通常選挙(平成28年7月10日執行)投票結果」
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/175102.xls> (2017年10月17日アクセス).
- 福島民友みんゆう Net. 2016. 「【データで見る参院選】選挙区投票率 期日前が初の30万人超え」
<http://www.minyu-net.com/news/saninsen2016/FM20160712-108001.php> (2017年10月17日アクセス).
- 石川真澄. 1984. 『データ戦後政治史』岩波書店.
- 蒲島郁夫. 1988. 『政治参加』東京大学出版会.
- 河村和徳・伊藤裕顕(2017)「被災地選挙の諸相(30)投票環境の維持・向上策に関する住民意識—福島県民意識調査から」『月刊選挙』70巻5号, 9-15頁.
- 三宅一郎. 1989. 『投票行動』東京大学出版会.
- 中條美和. 2003. 「国政選挙と地方選挙における投票参加の違い—教育程度と選挙関心, 投票義務感の関係」

- 『國家學會雜誌』第116巻，第9・10号，967-1012頁。
- 岡田陽介．2007．「投票参加と社会関係資本—日本における社会関係資本の二面性」『日本政治研究』第4巻第1号，91-116頁。
- . 2017．『政治的義務感と投票参加—有権者の社会関係資本と政治的エピソード記憶』木鐸社。
- 品田裕．1999．「公職選挙法の改正による投票時間の延長が与える影響について」『神戸法学年報』第15号，161-192頁。
- 総務省．2017．『投票環境向上に向けた取組事例集』 http://www.soumu.go.jp/main_content/000474598.pdf (2017年10月17日アクセス)。
- . 「期日前投票制度の概要」 http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/touhyou/kijitsumae/kijitsumae01.html (2017年10月17日アクセス)。
- 総務省自治行政局選挙部．2005．「平成17年9月11日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」。
- . 2009．「平成21年8月30日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」。
- . 2012．「平成24年12月16日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」。
- . 2013．「平成25年7月21日執行参議院議員通常選挙結果調」。
- . 2014．「平成26年12月14日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」。
- . 2016．「平成28年7月10日執行参議院議員通常選挙結果調」。
- . 2017．「平成29年10月22日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調(速報)」。
- Verba, Sidney, Kay Lehman Schlozman and Henry E. Brady. 1995. *Voice and Equality: Civic Voluntarism in American Politics*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- 和田淳一郎・坂口利裕．2006．「横浜市における期日前投票所増設の効果」『選挙学会紀要』(7), 27-35頁。
- 綿貫譲治．1986．「選挙動員と候補者要因」譲治綿貫・三宅一郎・猪口孝・蒲島郁夫『日本人の選挙行動』東京大学出版会，137-164頁。
- 山田真裕．2016．『政治参加と民主政治』東京大学出版会。
- 安田充・荒川敦(編)．2009．『逐条解説 公職選挙法』ぎょうせい。

補 遺

分析に用いた変数の詳細は次のとおり。

社会的属性

性別：女性ダミー

年齢：満年齢

教育程度：(1) 小学校・中学校，(2) 高校，(3) 短期大学・高等専門学校・専門学校，(4) 4年生大学・大学院

居住年数：(1) 1年未満，(2) 1年以上3年未満，(3) 3年以上10年未満，(4) 10年以上15年未満，(5) 生まれてからずっと

職業ダミー：公務員，経営者・役員，会社員(事務系・その他)，会社員(技術系)，自営業・自由業，専業主婦・パート・アルバイト，学生，(参照カテゴリ：無職)

心理的要因・社会的要因

「政治的なことがらには，なるべく関わりたくない」「政治に関心をもつより，自身の生活を充実させることに時間を使いたい」「家族や友人と過ごす時間はより大切だ」「自身の価値や理念の表明には，なるべく慎重であるべきだ」，「たいてい，政治家は当選すると有権者のことを考えなくなる」「政治家や政党は政争に明け暮れしていて，我々の生活をなおざりにしている」「選挙制度があるからこそ，有権者の声が政治に反映される」，「次にあげることがらについて，どの程度関心をおもちですか」について「国の政治や行政全般」「都道府県・市区町村の政治や行政全般」，「投票日を日曜日に限定する必要はない」，「あなたは，現在

の国や地方の政治をどの程度信頼できるとお考えですか」について「国レベルの政治」「都道府県レベルの政治」「市区町村レベルの政治」のそれぞれについて、(1)「そう思わない」から(5)「そう思う」の5段階。また、「あなたは次にあげる人々と、普段どの程度のおつきあいがありますか」について、「市町村長」「県議」「市町村議」との付き合いの程度について、(1)「つきあわないし、会うのは難しい」から(4)「かなりつきあいがある」の各4段階。

支持政党ダミー：自民党，民進党，公明党，共産党，その他，（参照カテゴリ：支持なし）

投票参加・期日前投票参加

2016年参議院選挙での投票：「あなたは、2016年7月10日（日）に行われた参議院選挙で投票に行きましたか、行きませんでしたか」について、(0) 棄権，(1) 選挙期日（投票日）投票，(2) 期日前投票

期日前投票過去経験：「あなたは、ここ10年の国政選挙・地方選挙で期日前投票を利用したことがありますか」について(0) ない，(1) ある

期日前投票の積極的利用者：(1) 期日前経験なし，(2) 過去に経験あり，および，2016年投票所投票者，(3) 過去に経験あり，および，2016年期日前投票利用者

（原稿受付2018年1月11日）